企画財政課長 殿

課等名 高齢者介護課

所属長名 西野 由美

平成30年度の当課等が庶務を担当する審議会等の会議の公開に関する運用状況を、下記のとおり報告します。

		議題(審議内容)	会			会議公開時の	み記載	会議録				
番号	開催月日		公開種別	非公開の場合はその理由(*3参照) 第3条の(1)~(3)のどれに該当する か		事前公表の有無	公表方法	公表期間	傍聴人数	公開等の別	公開までの期間	公開等の方法
				(1)~(3) のいずれ か記載	具体的理由を記載				7.32			
1	4月 4日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
2	4月10日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
3	4月18日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
4	4月24日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開・一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
5	5 月 8日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開・一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
6	5 月 16 日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
7	5 月 22 日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開 非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
8	5月30日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
9	6月 6日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開・一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
10	6月12日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
11	6月20日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
12	2 6月26日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも

- *1 回答については、選択式のものには〇をそれ以外については直接記入してください。
- *2 設置根拠法令等の区分については、具体的な「法律」、「条例」等を記載してください。
- *3 非公開理由の第3条とは、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程第3条です。
- 第3条 審議会等の会議(以下「会議」という。)は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
- (1) 審議会等の設置根拠である法令、条例又は規則の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 嘉麻市情報公開条例(平成18年嘉麻市条例第14号)第7条第2項の規定による非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれている事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

企画財政課長 殿

課等名 高齢者介護課

所属長名 西野 由美

平成30年度の当課等が庶務を担当する審議会等の会議の公開に関する運用状況を、下記のとおり報告します。

		議題(審議内容)	会			会議公開時の	み記載	会議録				
番号	開催月日		公開種別	非公開の場合はその理由(*3参照) 第3条の(1)~(3)のどれに該当する か		事前公表の有無	公表方法	公表期間	傍聴人数	公開等の別	公開までの期間	公開等の方法
				(1)~(3) のいずれ か記載	具体的理由を記載				人致			
13	7月 4日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
14	7月10日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
15	7月17日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
16	7月18日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
17	7月24日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
18	8月1日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
19	8月7日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
20	8月22日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
21	8月28日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
22	9月 4日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
23	9月12日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
24	9月18日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも

- *1 回答については、選択式のものには〇をそれ以外については直接記入してください。
- *2 設置根拠法令等の区分については、具体的な「法律」、「条例」等を記載してください。
- *3 非公開理由の第3条とは、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程第3条です。
- 第3条 審議会等の会議(以下「会議」という。)は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
- (1) 審議会等の設置根拠である法令、条例又は規則の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 嘉麻市情報公開条例(平成18年嘉麻市条例第14号)第7条第2項の規定による非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれている事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

企画財政課長 殿

課等名 高齢者介護課

所属長名 西野 由美

平成30年度の当課等が庶務を担当する審議会等の会議の公開に関する運用状況を、下記のとおり報告します。

		議題(審議内容)	会			会議公開時の	み記載	会議録				
番号	開催月日		公開種別	非公開の場合はその理由(*3参照) 第3条の(1)~(3)のどれに該当する か		事前公表の有無	公表方法	公表期間	傍聴人数	公開等の別	公開までの期間	公開等の方法
				(1)~(3) のいずれ か記載	具体的理由を記載				八致			
25	9月25日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
26	10 月 2日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
27	10 月 10 日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満·1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
28	10 月 16 日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
29	10 月 24 日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
30	11 月 6日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
31	11 月 7日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
32	11 月 14 日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
33	11 月 20 日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
34	11 月 28 日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
35	12月 4日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
36	12月 5日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも

- *1 回答については、選択式のものには〇をそれ以外については直接記入してください。
- *2 設置根拠法令等の区分については、具体的な「法律」、「条例」等を記載してください。
- *3 非公開理由の第3条とは、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程第3条です。
- 第3条 審議会等の会議(以下「会議」という。)は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
- (1) 審議会等の設置根拠である法令、条例又は規則の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 嘉麻市情報公開条例(平成18年嘉麻市条例第14号)第7条第2項の規定による非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれている事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

企画財政課長 殿

課等名 高齢者介護課

所属長名 西野 由美

平成30年度の当課等が庶務を担当する審議会等の会議の公開に関する運用状況を、下記のとおり報告します。

			会			会議公開時の	み記載	会議録				
番号	開催月日	議題(審議内容)	公開種別	第3条の(1 か	合はその理由(*3参照))~(3)のどれに該当する	事前公表の有無	公表方法	公表期間	傍聴 人数	公開等の別	公開までの期間	公開等の方法
				(1)~(3) のいずれ か記載	具体的理由を記載							
37	12月12日	男 要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
38	12月18日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
39	12 月 26 日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	 HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
40	1月8日	男 要介護等認定申請に係る判定審査	公開・一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
41	1月10日	男 要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
42	1月15日	日 要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
43	1月22日	男 要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
44	1月30E	男 要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
45	2月6日	日 要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開 非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
46	2月12日	日 要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上	_	公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
47	2月20日	日 要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
48	2月26日	日 要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上	_	公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも

- *1 回答については、選択式のものには〇をそれ以外については直接記入してください。
- *2 設置根拠法令等の区分については、具体的な「法律」、「条例」等を記載してください。
- *3 非公開理由の第3条とは、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程第3条です。
- 第3条 審議会等の会議(以下「会議」という。)は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
- (1) 審議会等の設置根拠である法令、条例又は規則の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 嘉麻市情報公開条例(平成18年嘉麻市条例第14号)第7条第2項の規定による非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれている事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

企画財政課長 殿

課等名 高齢者介護課

所属長名 西野 由美

平成30年度の当課等が庶務を担当する審議会等の会議の公開に関する運用状況を、下記のとおり報告します。

		田 議題(審議内容)	会			会議公開時の	み記載	会議録				
番号	開催月日		公開種別	非公開の場合はその理由(*3参照) 第3条の(1)~(3)のどれに該当するか		事前公表の有無	公表方法	公表期間	傍聴人数	公開等の別	公開までの期間	公開等の方法
				(1)~(3) のいずれ か記載	具体的理由を記載				人致			
49	2月27日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
50	3月 6日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
51	3月12日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開·一部非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満·1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
52	3月20日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開・一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
53	3月26日	要介護等認定申請に係る判定審査	公開・一部非公開(非公開	2	個人情報を含むため	実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
	月日		公開・一部非公開・非公開			実施 • 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
	月日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・ 情報コーナー ・ 両方とも
	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施 ・ 未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP. ・情報コーナー ・ 両方とも

- *1 回答については、選択式のものには〇をそれ以外については直接記入してください。
- *2 設置根拠法令等の区分については、具体的な「法律」、「条例」等を記載してください。
- *3 非公開理由の第3条とは、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程第3条です。
- 第3条 審議会等の会議(以下「会議」という。)は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
- (1) 審議会等の設置根拠である法令、条例又は規則の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 嘉麻市情報公開条例(平成18年嘉麻市条例第14号)第7条第2項の規定による非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれている事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合